

## 賑岡地区社会福祉協議会会則

平成24年11月25日

(名称及び事務所)

第1条 この会は、賑岡地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、大月市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と連携を密にしながら、共助社会の構築を目指すため、賑岡地区における住民や関係団体が相互に連携・協力し、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、賑岡地区に居住し生活する者及び本会の趣旨に賛同して入会する団体を会員とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区内の福祉課題の調査・企画及び事業の推進
- (2) 地区内の関係機関・団体との連絡調整
- (3) 地区住民の福祉意識の啓発と福祉教育の推進
- (4) 市社協における事業の推進と協力
- (5) 各種募金活動の実施協力
- (6) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 評 議 員 若干名
- (6) 監 事 2名
- (7) 会 計 1名

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第6条 役員選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、旧小学校区からの持ち回りで選出した学識経験者をもってあてる。
- (2) 副会長は、福祉関係団体（民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア協議会、公民館）の長をもってあてる。
- (3) 常任理事は、学識経験者をもってあてる。

- (4) 理事は、区長、自治会長、学識経験者をもってあてる。
- (5) 評議員は、民生委員児童委員及び公民館、障害者団体、関連分野の団体等から推薦のあった者並びに学識経験者をもってあてる。
- (6) 監事は、会員の中から選任し、役員会の承認を得る。
- (7) 会計は理事の中から互選により選任する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し市社協と連携をとり、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 常任理事は、本会の総務、企画及び運営に関する基本的事項について審議する。また、うち1名は事務局長を兼務し、会長の命を受け会務を処理する。
- (4) 理事は、各地区の会員の意思を反映して、事業の企画、運営並びに会員相互の連携を図る。
- (5) 評議員は、所属団体の意思を反映して、事業の企画、運営にあたる。
- (6) 監事は、会計を監査し、役員会において監査報告をする。
- (7) 会計は、会計事務を処理する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会及び役員会において助言を与えることができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、理事会、役員会及び常任理事会とし、いずれも会長が招集しその議長となる。

- 2 理事会及び役員会は、定数の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 3 理事会及び役員会において会長が必要と認めるときは、役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

(理事会)

第10条 理事会は、第5条に規定する会長、副会長及び理事をもって構成し、事業の企画、実践を行う。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 役員を選任に関する事。
- (2) 事業計画、報告及び収支予算、決算に関する事。
- (3) 会則の制定、改廃等に関する事。
- (4) 役員会において特に重要と認めた事項。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、本会会務の運営に関する基本的事項のほか、運営上の重要課題及

び緊急に措置する必要がある事項について審議し、会長が必要と認めたときに開催する。  
(会費)

第 13 条 会費は、会員 1 世帯当り年額 6 5 0 円とする。ただし、生活保護世帯、ひとり親世帯等並びに会長が認めた者については免除することができる。

(経費)

第 14 条 本会の経費は、会費、助成金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

#### 附 則

- 1 この会則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 年 6 月 1 日制定の賑岡地区社会福祉協議会会則は、廃止する。

## 賑岡地区社会福祉協議会弔慰規程

第1条 この規程は社会福祉協議会の役員が次の事項に該当した場合、弔慰、見舞いを行う事を目的とする。

- (1) 死亡弔慰 本人及び同居家族死亡したとき
- |    |         |
|----|---------|
| 本人 | 10,000円 |
| 家族 | 5,000円  |
- (2) 災害見舞い 居宅が災害を受けたとき
- |  |        |
|--|--------|
|  | 5,000円 |
|--|--------|

第2条 この規程の他、必要と認められたときは、会長、副会長の判断によるものとする。

### 附 則

この規程は、昭和56年12月1日より施行する。

### 附 則

この規程は、平成18年5月改定施行する。